

事 務 連 絡  
平成30年7月4日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課  
各都道府県・指定都市民生主管課  
各都道府県私立学校主管課  
各国公私立大学担当課 御中  
各国公私立高等専門学校担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課  
大学を設置する各学校設置会社担当課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

#### 熱中症事故の防止について

熱中症事故の防止については、「熱中症事故の防止について（依頼）」（平成30年5月15日付け30初健食第4号）により周知しているところですが、政府においては、7月を「熱中症予防強化月間」と設定し、国民や関係機関への周知等の効果をあげて、熱中症の発生を大幅に減らすよう熱中症予防の取組を推進することとしています。

熱中症は、気温・湿度などの環境条件に配慮した運動の実践や、こまめに水分や塩分を補給し休憩を取ること、児童生徒等への健康観察など健康管理を徹底することによって防止できます。関係の皆様においては、「熱中症予防強化月間」の趣旨を踏まえて、熱中症予防のための万全の対策を行うとともに、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等、適切な応急手当等をお願いします。

また、独立行政法人日本スポーツ振興センターでは、熱中症予防について学校種や対象別に使用できる教材カードを作成し、ホームページに掲載しています。さらに、環境省においては、熱中症予防情報サイトにおいて「熱中症環境保健マニュアル2018」や「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン2018」等の熱中症対策普及啓発資料を提供している他、熱中症の予防に有効な暑さ指数（WBGT）のメール配信なども行っています。各学校等におきましては、本資料等を広く活用され、熱中症の予防に努められますようお願いいたします。

なお、各都道府県教育委員会安全主管課においては、域内の各市区町村教育委員会及び所管の学校（大学を除く。）に対し、各指定都市教育委員会学校安全主管課においては所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課においては所轄の私立学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄の学校に対し、各都道府県認定こども園主管課においては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、お知らせいただくようお願いします。

**【参考資料】**

○独立行政法人日本スポーツ振興センター教材カード

「熱中症を予防しよう」（各学校種向け）（平成30年5月発行）

「熱中症に気を付けよう」（各学校種向け）（平成30年7月発行）

[https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen\\_school/card/tabid/519/Default.aspx](https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/card/tabid/519/Default.aspx)

○環境省熱中症予防情報サイト

<http://www.wbgt.env.go.jp/>

**【問合せ先】**

文部科学省初等中等教育局  
健康教育・食育課学校安全係

tel：03-5253-4111（2917）

fax：03-6734-3794